

明治二十五年三月三十日

官報號外

昭和三十六年五月十八日

○第三十八回 会衆議院會議錄

第四十二号

昭和三十六年五月十八日(木曜日)

議事日程 第三十三号
昭和三十六年五月十八日

午後一時開鑑

第一 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について

承認を求める件
第一 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約
の締結について承認を求めるの

件

第三　スポーツ振興法案（文教委

第四回 国民健康保険法の一部を改
更提出

第四 田代健康保険法の一部を改 正する法律案(内閣提出)

第五 屠用促進事業団法案（内閣

提出(一)

卷之三

日本の会議に付した案件

び執行に関する条約の締結につ

いて承認を求めるの件

昭和三十六年五月十八日 衆議院会

日程第二 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の
防止のための日本国政府とシン
ガポール自治州政府との間の条
約の締結について承認を求める
の件

日程第三 スポーツ振興法案（文
教委員長提出）

日程第四 国民健康保険法の一部
を改正する法律案（内閣提出）

日程第五 雇用促進事業団法案
(内閣提出)

母子福祉資金の貸付等に関する法
律の一部を改正する法律案（内
閣提出、参議院送付）

市町村職員共済組合法の一部を改
正する法律案（内閣提出、参議
院送付）

地方公営企業法の一部を改正する
法律案（内閣提出、参議院送付）

新市町村建設促進法の一部を改正
する法律案（内閣提出、参議院
送付）

愛知用水公团法の一部を改正する
法律案（内閣提出）

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
原子力損害賠償の法律案
原子力損害賠償補償契約に関する法律案
法律案(内閣提出)
法律案(内閣提出)

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の締結について承認を求める件

この条約は、一九五八年六月十日にニュー・ヨークで開催された国際連合商事仲裁会議において、千九百二十七年の「外国仲裁裁判の執行に関する条約」を改善するために採択されたものであり、仲裁裁判の執行力を従来よりも一層広範に国際的に確保する条約である。外国貿易その他の分野において仲裁制度の円滑な確保が要求されている現在、この条約を締結することはきわめて有意義と認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。なお締結の際に同条約第一条の規定に基づく宣言を行なうこととする。これが、この案件を提出する理由である。

この条約は、一九五八年六月十日にニュー・ヨークで開催された国際連合商事仲裁会議において、一千九百二十七年の「外国仲裁判断の執行に関する条約」を改善するために採択されたものであり、仲裁判断の執行力を従来よりも一層広範に国際的につとめて確保するためのものである。他の分野において仲裁制度の円滑な確保が要求されている現在、この条約を締結することはさわめて有意義だと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。なお、締結の際に同条約第一条の規定に基づく宣言を行なうことをとする。これが、この案件を提出する理由である。

午後二時三十分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

外國仲裁裁判の承認及び執行に関する条約を同条第一項の規定に基づく宣言を附して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

2 「仲裁判断」とは、各事案ごとに選定された仲裁人によつてされた判断のほか、当事者から付託を受けた常設仲裁機関がした判断を含むものとする。

3 いかなる國も、この条約に署名し、これを批准し、若しくはこれに加入し、又は第十条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約國の領域においてされた判断の承認及び執行についてのみこの条約を適用する旨を相互に認められた。しかしながら、この条約を適用することによって、いかなる國も、契約に基づくものであるかどうかを問わず、その國の国内法により商事と認められる法律關係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができた。

第二条

1 各締約國は、契約に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律關係につき、当事者の間にすでに生じているか、又は生ずることのある紛争の全部又は一部を仲裁に付託することを当事者が約した書面による合意を承認するものとする。

2 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であつて、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載つてゐるものと/orする。

3 当事者がこの条にいう合意をして、仲裁判断が採用される事項について訴えが提起されたときは、締約國の裁判所は、その

合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認められる場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。

第三条
各締約國は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従つて執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内國仲裁判断の承認又は執行について調せられるよりも実質的に嚴重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。

第四条

1 前条にいう承認及び執行を得るために、承認及び執行を申し立てる当事者は、その申立ての際に、次のものを提出しなければならない。

(a) 正当に認証された判断の原本又は正当に証明されたその臘本

(b) 第二条に掲げる合意の原本又は正当に証明されたその臘本

2 前記の判断又は合意が、判断が援用される國の公用語で作成されていない場合には、判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、これららの文書の当該公用語への翻訳文を提出しなければならない。その翻訳文は、公の若しくは宣誓した翻訳又は外交官若しくは領事官による証明を受けたものでなければならぬ。

第五条
1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められを当事者に命じなければならない。

(a) 第二条に掲げる合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは、判断がされた國の法令により無能力者であつたこと

又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは、判断がされた國の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判断を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断が付託されなかつた事項に関する判断を含むこと。

第六条

1 判断の取消し又は停止が、第五条に掲げる権限のある機関に対し申し立てられている場合において、判断が援用されている機関は、適当と認めるときは、判断の執行についての決定を延期することができ、かつ、判断の執行を求めている当事者の申立てがあるときは、相当な保障を立てるなどを相手方に命ずることができる。

2 この条約は、第八条に掲げるすべての国に対し加入のために開放しておらず、批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第七条

1 この条約の規定は、締約國が締結する仲裁判断の承認及び執行に關する多數国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではない。また、仲裁判断が援用される事項についての責任を有する領域の全部又は一部にこの条約の適用を及ぼす

裁判判断を利用するいかなる権利をも奪ふものではない。

2 千九百二十三年の仲裁条項に関するジエネーヴ識定書及び千九百二十七年の外国仲裁判断の執行に関するジエネーヴ条約は、締約國がこの条約により拘束される時から、及びその限度において、それらの國の間で効力を失ふものとする。

3 なれた國の法令に従つていなかつたこと。

(d) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至つていないことと又は、その判断がされた國若しくはその判断の基礎となつた機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた國の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

3 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた國の権限のある機関が次のこととを認める場合においても、拒否することができる。

第八条

1 この条約は、国際連合加盟國のため、及びその他の國があつて、国際連合の専門機関の加盟國であるか若しくは今後その加盟國となるもの、国際司法裁判所規程の当事国であるか若しくは今後その当事国となるもの又は国際連合総会が招請状を発したもののため、千九百五十九年十二月三十一日まで署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

1 この条約は、第八条に掲げるすべての国に対し加入するために開放しておらず、加入書は、国際連合事務総長に寄託することにより行なうものとする。

第九条

1 いかなる國も、署名、批准又は加入の際に、その国が国際關係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約の適用を及ぼす旨を宣言することができる。その

条約がその國についての方法及び限度で國係当事者が仲

ジョルダン・ハシェミット王国のため
タベット・カリディ
大韓民国のために
ラオスのために
レバノンのために
リベリアのために
リビアのために
リヒテンシュタインのために
ルクセンブルグ大公国のために
メキシコのために
モナコのために
ネパールのために
オランダ王国のために
○・スッホールマン
ニューアジーランドのために
ニカラグアのために
ノールウェー王国のために
パキスタンのために
パナマのために
パラグアイのために

ベルーのために
フィリピン共和国のために
オクタヴィオ・L・マロレス
フィリピン代表団は、政
府の承認を条件として、か
つ、相互主義に基づくこと
を留保して、この条約に署
名し、また、この条約第一
条第3項の規定に従い、フィ
リピンが他の締約国の領域内
においてされた判断の承認
及び執行についてのみこの
条約を適用することを宣言
する。

ポーランドのために
ジャセク・マコウスキ
第一条に掲げる留保を附
して

グレート・ブリテン及び北部アイ
ルランド連合王国のために
アメリカ合衆国のために
ウルグアイのために
ヴェネズエラのために
ルーマニアのために
ヴィエトナムのために
サン・マリノのために
サウディ・アラビアのために
ユーロースラヴィアのために
所得に対する租税に関する二重課
税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府とシンガポール自治州
政府との間の条約の締結につ
いて

政府は、日本国とシンガポール自
治州との間の所得に対する租税に關
する二重課税の回避及び脱税の防止
のため、昭和三十六年四月十一日に
シンガポールで、所得に対する租税
に関する二重課税の回避及び脱税の
防止のための日本国政府とシンガ
ポール自治州政府との間の条約に署
名した。よつて、この条約を締結す
ることをいたしたい。これが、この
案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二
重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国政府とシンガ
ポール自治州政府との間の条
約

1 この条約の対象である租税は、
次のものとする。
(a) シンガポール自治州において
は、所得税(以下「シンガポール
の租税」という)
(b) 日本国においては、所得税及
び法人税(以下「日本国の租税」
といふ)。

2 この条約は、所得、収益又は利
得に対する他の租税で、1に掲げ
る租税と実質的に同様の性質を有
し、かつ、この条約の署名の日以
後にいずれの一方の締約国によつ
て課されるものについても、ま
た、適用する。

第三条

1 この条約において、文脈により
別に解釈すべき場合を除くほか、
(a) 「シンガポール」とは、シンガ
ポール自治州をいう。
(b) 「日本国」とは、地理的意味で
用いる場合には、日本国の租税

トルコのために
ウクライナ・ソヴィエト社会主義
共和国のために
ソヴィエト社会主义共和国連邦の
ために
アラブ連合共和国のために
グレート・ブリテン及び北部アイ
ルランド連合王国のために
アメリカ合衆国のために
ウルグアイのために
ヴェネズエラのために
ルーマニアのために
ヴィエトナムのために
サン・マリノのために
サウディ・アラビアのために
ユーロースラヴィアのために
所得に対する租税に関する二
重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国政府とシンガ
ポール自治州政府との間の条
約

日本国政府及び、グレート・ブリ
テン及び北部アイルランド連合王国
政府の授権と同意により、シンガ
ポール自治州政府は、
所得に対する租税に関する二重課
税を回避し、及び脱税を防止するだ
け、条約を締結することを希望し
た。

そのため、次のとおりそれぞれの
全権委員を任命した。

日本国政府
シンガポール駐在日本国総領
事
前田憲作
シンガポール自治州政府
シンガポール自治州大臣
ドクトル・ゴー・ケン・
スワイ

これらの全権委員は、互いにそ
の全権委任状を示し、それが良好妥当
であると認められた後、次の諸条を
協定した。

右
国会に提出する。

昭和三十六年四月二十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

に際しては、他方の締約国企業が当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない物品又は商品については、所得の計算上考慮しない

1の規定は、一方の締約国内の源泉から他方の締約国の居住者が取得する所得（たとえば、配当、利子、賃料又は使用料）が当該一方の締約国内にある恒久的施設に歸せられない場合に、当該一方の締約国内に、この条項及び自同

法令に従い、1にいう利得とは別個にその所得に租税を課することを妨げるものと解してはならぬ。いふ。
両締約国の権限のある当局は、この条約の規定と矛盾しない範囲内で、産業上又は商業上の利得の配分に関する細目を取りきめることができ。企業が他方の締約国内で全部又は一部を製造し又は生産した物品を一方の締約国内で売却することによつて産業上又は商業上の利得を得取れる場合には、その利得は、一部は当該一方の締約国に、一部は当該他方の締約国に配分されるものとする。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の經營上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の經營上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することがで

第五卷

第三条及び第四条の規定にかかるらず、一方の締約国の企業が船舶及び航空機の運用によつて取得する利益は、他方の締約国の租税を免除される。ただし、当該船舶及び航空機が全部又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

1 約国の居住者に支払う配当は、その配当が当該一方の締約国内にある恒久的施設に帰せられない限り、当該法人のその配当が支払われる利得に対する租税を除き、当該一方の締約国において十五パー セントをこえる税率の租税を課せ

もつとも、当該他方の締約国の中居住者が、配当支払の日に先だつ少なくとも六箇月の間当該法人の全議決権の五十パー・セント以上を直接又は間接に支配する法人である場合には、その配当は、当該一方の締約国において十パー・セントをこえる税率の租税を課されない。

2 一方の締約国が他人の締約権を譲り受けた場合、その権利は、

(a) 一方の締約国企業で両締約
者生ずる所得として取り扱う。た
だし、船舶又は航空機の購入に係
る債務に関して支払う利子を除
き。

料は、当該他方の締約国の租税を免除される。ただし、その使用料が当該他方の締約国国内にある恒久的な施設に帰せられる場合は、この限りでない。

(b) 一方の締約国の企業で他方の
が他方の締約国の居住者に対し
て支払う利子又は

締約国内に恒久的施設を有する
ものが支払う利子。
であつて、その恒久的施設の営業
又は事業の遂行に当たつてその使

用のために負担した債務又はその受け入れた金融業務に係る預金に関するものは、その直ちに内蔵設ぶ

顧問であるのは、その恒久的加添が存在する国の源泉から生ずる所得として取り扱う。

券、証券、利付証書、社債その他
のすべての種類の債権の利子をい
う。

次に掲げる種類のいずれかに該当する事業をいう。

(a) 製造業及び加工業
(b) 造船業、船舶解体業及び船舶

(c) 鉱業（採石その他の鉱床の探査
二三 よ。

e) (d) 裁培業、農業、林業及び漁業
その他の事業で、この条の規

定の適用上、その事業が存在する締約国の権限のある当局が「産業的事業」であると認めるもの

第八条

1
(a)

第九卷

政府の職
された役政

馬場の
に

1

行として提供

ボル政府若しくはシンガポールの地方公共団体若しくは政府関係機関が支払い、又はシンガポル政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金若しくはこれらに類する報酬又は恩給で、それらについてシンガボーラーの租税を課される個人（永住許可された者を除く。）に対して支払われるものは、日本国の中税を免除される。

(b) 政府の職務の遂行として提供された役務について、日本国の中国民である個人（永住のためシンガボールに入国することを許可された者を除く。）に対し、日本国若しくは日本国の中公共団体若しくは政府関係機関が支払い、又は日本国政府若しくは日本国の中地方公共団体若しくは日本国の中地方公共団体若しくは政府関係機関の租税を課されることは日本國に入國することを許可された者を除く。）に対して支払われるものは、日本国の中税を免除される。

3 (a) 日本国は、日本国の納税者に対する日本国の租税を決定するに際し、日本国の法令に基づいて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、シンガポール内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課される所得についてシンガポールの法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて日本国に納税者によつて支払われる（直接にであると源泉徵収によるとを問わない）シンガポールの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課される全所得に対するその所得（又は日本国の租税が課される全所得のいずれか少ない方）の割合を日本国の租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。その所得がシンガポールの法人から支払われる配当である場合には、その配当が支払われる利得についてシンガポールの法人が支払うシンガポールの租税の額は、その配当について日本国の納税者が支払う租税とはみなさない。

(b) (2) の控除の適用上、この条約第七条の規定又は産業的企業のシンガポールにおける設立及び発展を助長するための特別措置を定めるシンガポールの千九百五十九年の創始産業（所得税免除）法第十七条の規定に基づき免除されたシンガポールの租

税の額は、日本国の納税者によつて支払われたものとみなす。したがつて、日本国の法令に基づいて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。ただし、シンガポール内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租税を課される所得についてシンガポールの法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて日本国に納税者によつて支払われる（直接にであると源泉徵収によるとを問わない）シンガポールの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課される全所得に対するその所得（又は日本国の租税が課される全所得のいずれか少ない方）の割合を日本国の租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関する詐欺を防止するための法規を実施するために必要な情報で、両締約国それぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徵収に関するものと解してはならない。

2 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有するときには、当該他方の締約国において問題を解決することができるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一つ以上の居住者によって所有されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の一つ以上の居住者によって所有されている

税の額は、日本国の納税者によつて支払われたものとみなす。

(c) (2) の控除の適用上、日本国の納税者がシンガポールの法人から千九百五十九年の創始産業（所得税免除）法第十八条の規定に基づき免除された配当を受け取る場合には、同法の規定に基づき免除されたシンガポールの

租税の額は、日本国の納税者によつて支払われたものとみなす。したがつて、日本国の法令に基づいて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができる。

第十六条

本邦の租税から控除される際に考慮される千九百五十九年の創始産業（所得税免除）法の規定に基づく免除は、この条約の署名の日に有効である同法の規定に基づき与えられる特典の範囲をこえないものとする。

第十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関する詐欺を防止するための法規を実施するために必要な情報で、両締約国それぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。

2 一方の締約国の企業は、他方の締約国内に恒久的施設を有するときには、当該他方の締約国において問題を解決することができるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一つ以上の居住者によって所有されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の一つ以上の居住者によって所有されている

2 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国が与える免除、軽減率その他の特典がそれを受け取ることがないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を自らの租税と同様に徵収することが

減税率その他の特典がそれを受け取ることによる権利のない者によりて享有されることがないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を自らの租税と同様に徵収することができる。

第十七条

納税者は、いずれか一方の締約国に於ける税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者である締約国に於ける税務当局に對し異議を申し立てることができる。

規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者である締約国に於ける税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするに至ることを明確に於ける税務当局に對し異議を申し立てることができる。

第十八条

1 この条約の規定は、国際法の一

般原則により外交官及び領事官に

対して与えられてきたか又は将来

与えられることがある一層広範な

免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約の規定は、一方の締約

国が租税を決定するに際し、自國の法令によつて現在認められてゐるか又は将来認められることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも低い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

3 この条約において「市民又は国民」とは、次のものをいう。

(a) シンガポールにおいては、シンガポールの市民権を有するすべての個人及びシンガポールで施行されている法令によりその地位を与えられ、設立され、又は組織されたすべての法人、組合その他の団体

ある当局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

4 この条において「市民又は国民」とは、次のものをいう。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が、自國の居住者でない他の締約国の市民又は国民に対し、法令により自國の居住者にのみ適用される租税上の的人的控除、救済及び軽減を認めるなどを

義務づけるものと解してはならない。

7 この条において「批准書」とは、

い。

1 この条約の規定は、国際法の一 般原則により外交官及び領事官に對して与えられてきたか又は将来与えられることがある一層広範な免除を享有する権利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、批准書がなければならぬ。批准書は、できる限り内において、当該一方の締約国に於ける税務当局に對し、法令により自國の居住者にのみ適用される租税上の的人的控除、救済及び軽減を認めるなどを

義務づけるものと解してはならない。

3 この条約は、批准書の交換の日

に効力を生じ、かつ、

4 この条において「批准書」とは、

い。

5 この条において「批准書」とは、

(a) シンガポールにおいては、批准書の交換が行なわれた年の二月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、
(b) 日本国においては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、
適用するものとする。

いすれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に対し終了の予告を与えることによつて、この条約を終了させることができ。その予告は、六月三十日以前に与えなければならず、その場合には、この条約は、

(a) シンガポールにおいては、その終了の予告の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、

(b) 日本国においては、その終了の予告の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、
効力を失うものとする。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この条約に署名した。
ガボールで、英語により本書二通を作成した。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。外務委員長堀内一雄君。

契約の効力を承認することとしたことと、第二に、従来は、このような仲裁裁判に基づく仲裁判断は、異なつた締約国の裁判権に服する当事者間で、いずれかの締約国の領域でされた場合にのみこれを承認し、執行することとなつていたのですが、この条約では、各締約国は、一切の外国仲裁裁判を承認し、執行することとしたこと

りましたが、このたび、シンガポール自治州との間に交渉が妥結し、シンガポール自治州政府はイギリス政府よりこの条約を締結するための授權と同意を得ましたので、本年四月十一日に、シンガポールにおいて、日本国政府とシンガポール自治州政府の全権委員の間でこの条約に正式署名を行ないまし
た。

案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。しかし、その詳細は会議録により御了承を願います。

五月十七日、質疑終了の後、討論を省略し、採決の結果、この二案件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。（拍手）

○議長(清瀬一郎君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第三、スポーツ振興法案を議題といたします。

昭和三十六年五月十七日
尾崎信

提出者
文教委員長 濱野 清吾

昭和三十六年五月十八日 衆議院会議録第四十二号

官報(号外)

目次

- 第一章 総則(第一条～第四条)
- 第二章 スポーツの振興のための措置(第五条～第十七条)
- 第三章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員(第十八条)

10

(スポーツの水準の向上のための措置)

よろにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講するより努めなければならない。

(運動)

第十四条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十五条 国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第十六条 国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(競争)

第十七条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実際的、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十八条 都道府県に、スポーツ振興審議会を置く。

(スポーツ振興審議会)

第十九条 都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要な事項について調査審議し、及

- とができるような諸条件の整備に努めなければならない。
- 2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。
- (計画の策定)
- 第四条 文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。
- 2 文部大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、保健体育審議会の意見をきかなければならぬ。
- 3 都道府県及び市(特別区)を含む。道府県が共同して開催する。
- 2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- (国民体育大会)
- 第六条 国民体育大会は、財團法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。
- 2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- (指導者の充実)
- 第十二条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (スポーツ行事の実施及び奨励)
- 第七条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるよう運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。
- (施設の整備)
- 第十三条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む)の補修等を講ずるよう努めなければならない。
- (スポーツの奨励)
- 第八条 国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興のため、青少年スポーツの奨励を行なうものとする。
- (職場スポーツの奨励)
- 第九条 国及び地方公共団体は、労働者が勤務の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができる。
- 2 スポーツの日は、十月の第一土曜日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、スポーツの日の趣旨にふさわしい事業を実施することともに、この日において康状態に応じてスポーツをすること

- とができるよう努めなければならない。
- 2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。
- (目的)
- 第一章 総則
- 第一条 総則
- 第一条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。
- 2 この法律の適用に当たつては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外に用いることを利用することがあってはならない。
- 2 文部大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、保健体育審議会の意見をきかなければならぬ。
- 3 都道府県及び市(特別区)を含む。道府県が共同して開催する。
- 2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- (スポーツ行事の実施及び奨励)
- 第七条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるよう運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。
- (施設の整備)
- 第十三条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
- 2 市町村に、スポーツ振興審議会を置くことができる。
- 3 スポーツ振興審議会は、第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要な事項について調査審議し、及

- て、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必要な措置を講じ、及び援助を行なうものとする。
- (国民体育大会)
- 第六条 国民体育大会は、財團法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。
- 2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- (指導者の充実)
- 第十二条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (スポーツ事故の防止)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (科学的研究の促進)
- 第十七条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実際的、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。
- (第三章 スポーツ振興審議会)
- 第三章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員
- (スポーツ振興審議会)
- 第十八条 都道府県に、スポーツ振興審議会を置く。
- 3 スポーツ振興審議会は、第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要な事項について調査審議し、及

別表第六第一号の表市町村の部中

統計法第十条第六項の定めるところによる。

を

に改める。

7 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第七第一号の表中地方産業教育審議会に係る附屬機関及び担任する

統計法第十条第六項の定めるところによる。	統計法第十条第六項の定めるところによる。
統計主事	統計主事
統計法第十条第六項の定めるところによる。	統計法第十条第六項の定めるところによる。
統計法第十条第六項の定めるところによる。	統計法第十条第六項の定めるところによる。
統計法第十条第六項の定めるところによる。	統計法第十条第六項の定めるところによる。

に

に改める。

を

格向上させる上に大いに役立つこと

は、御承知のことあります。しか

も、わが衆参両院においては、去る昭

和二十四年、スポーツの発展と育成の

ため政府の施策を一段と強化するよう

は、御了承の通りでございます。こう

した事情下にありますて、引き続き國

係者のみなみならぬ努力があり、ス

ポーツが国民生活の充実と相待つて國

全会一致をもって決議いたしましたこと

は喜ぶべきことありますが、な

お、その所期の目的を達するためには

は幾多改善の必要があるものと考えら

れますので、文教委員会としてこの法

案を提出する運びに至つたものであります。

次に、法案の骨子を申し上げます。

第一に、この法案は、スポーツ振興

の基本法であるといふ立場において、

スポーツ振興に関する国及び地方公共

格向上させる上に大いに役立つこと

に改める。

が実践できるような諸条件の整備をは

かること、また、スポーツがその目的

以外に利用されなければならないこと等を

規定しております。

さらに、内容についておもなる点を

二、三御説明を申し上げますと、

第一は、スポーツの定義でありまし

て、これは狹義の運動種目のほかに、

なお、日常生活において簡易に行なわ

れる運動や野外活動までを含めたこと

とは喜ぶべきことありますが、な

お、その所期の目的を達するためには

は幾多改善の必要があるものと考えら

れますので、文教委員会としてこの法

案を提出する運びに至つたものであります。

次に、法案の骨子を申し上げます。

第一に、この法案は、スポーツ振興

の基本法であるといふ立場において、

スポーツ振興に関する国及び地方公共

格向上させる上に大いに役立つこと

に改める。

が実践できるような諸条件の整備をは

かること、また、スポーツがその目的

以外に利用されなければならないこと等を

規定しております。

第二は、諮問機関等の設置でありま

す。すなわち、中央における従来の保

護主義の運動種目のほかに、各地方にス

ポーツ振興審議会を新たに置くことと

して、都道府県は義務設置、市町村は任

意設置としたこととあります。なお、

第三は、スポーツの日の制定でありま

す。すなわち、中央における従来の保

護主義の運動種目のほかに、各地方にス

ポーツ振興審議会を新たに置くことと

して、都道府県は義務設置、市町村は任

意設置としたこととあります。なお、

第三は、スポーツの日の制定でありま

す。すなわち、中央における従来の保

護主義の運動種目のほかに、各地方にス

ポーツ振興審議会を新たに置くことと

して、都道府県は義務設置、市町村は任

意設置としたこととあります。なお、

第四は、国民体育大会その他、従来

従来の立場において、各地方にス

ポーツ振興審議会のほかに、各地方にス

ポーツ振興審議会を新たに置くことと

して、都道府県は義務設置、市町村は任

意設置としたこととあります。なお、

第三は、スポーツの日の制定でありま

す。すなわち、中央における従来の保

護主義の運動種目のほかに、各地方にス

ポーツ振興審議会を新たに置くことと

して、都道府県は義務設置、市町村は任

意設置としたこととあります。なお、

第五は、スポーツ功労者に対する賛

成の規定を作つたこととあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第三は、スポーツの日の制定でありま

す。すなわち、中央における従来の保

護主義の運動種目のほかに、各地方にス

ポーツ振興審議会を新たに置くことと

して、都道府県は義務設置、市町村は任

意設置としたこととあります。なお、

第三は、スポーツの日の制定でありま

す。すなわち、中央における従来の保

護主義の運動種目のほかに、各地方にス

ポーツ振興審議会を新たに置くことと

して、都道府県は義務設置、市町村は任

意設置としたこととあります。なお、

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

また、衆議院規則第四十八条の二に

規定してあります。

第六は、最も重要なことであります。

その他の、所要の事務的事項または經

過的措置の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社

会党及び民主社会党の議員諸君の長き

にわたる熱意と努力の結晶であります。

また、文教委員会における起草にあたり

ました。法案の重要性とあわせ、こ

れら各党の意見を十分に尊重し、きわ

めて慎重な態度で検討を加えて参った

のであります。</div

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

右
国会に提出する。
昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

日程第四 国民健康保険法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 雇用促進事業団法案

(内閣提出)

母子福祉資金の貸付等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出、参議院送付)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたしました。
すなわち、この際、日程第四及び第五とともに、参議院送付、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案を追加して三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動

議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第四、国民健康保険法の一部を改正する法律案、日程第五、雇用促進事業団法案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

法律案
国民健康保険法の一部を改正する

二 世帯主の結核性疾患若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養の給付及び療養費の支給についての療養に要する費用の額の十分の二に相当する額

の負担及び補助については、なお従前の例による。

職の援助に關し必要な業務を行なうことにより、労働者の能力に適応する雇用を促進し、もつて労働者の福祉の増進と経済の發展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 雇用促進事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第五条第一項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた額の合計額とする。

(出資)

第五条 第一項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、

その他の土地の定着物又は物品

(以下次項において「土地等」とい

る。)

6 前項の規定により出資の目的と

する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価

される。

7 委員が評価した価額とする。

8 前項に規定する評価委員その他の

評価に關し必要な事項は、政令で

定める。

9 本件は、前項の規定により事業

団に出資するときは、土地、建物

その他の土地の定着物又は物品

(以下次項において「土地等」とい

る。)

10 本件は、前項の規定により事業

団に出資するときは、土地、建物

その他の土地の定着物又は物品

(以下次項において「土地等」とい

る。)

11 本件は、前項の規定により事業

団に出資するときは、土地、建物

その他の土地の定着物又は物品

(以下次項において「土地等」とい

る。)

12 本件は、前項の規定により事業

団に出資するときは、土地、建物

その他の土地の定着物又は物品

(以下次項において「土地等」とい

る。)

13 本件は、前項の規定により事業

団に出資するときは、土地、建物

その他の土地の定着物又は物品

(以下次項において「土地等」とい

る。)

14 本件は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、

その他の土地の定着物又は物品(以下次項において「土地等」とい

る。)

右
国会に提出する。
昭和三十六年二月二十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

雇用促進事業団法案

目次

第一章 総則(第一条~第七条)

第二章 役員及び職員(第八条~第十八条)

第三章 業務(第十九条~第二十一条)

第四章 財務及び会計(第二十二~二十三条)

第五章 監督(第三十二条~第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条~第三十五条)

第七章 罰則(第三十九条~第四十条)

第八章 附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員

第三章 業務

第四章 財務及び会計

第五章 監督

第六章 雑則

第七章 罰則

第八章 附則

第一章 総則

1 1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付に関する一部負担金の割合及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に行なわれた療養の給付及びこの法律の施行前に開なされた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下次項において「土地等」とい

る。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価

される。

6 前項に規定する評価委員その他の

評価に關し必要な事項は、政令で

定める。

7 本件は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、

その他の土地の定着物又は物品(以下次項において「土地等」とい

る。)

昭和三十六年五月十八日 衆議院会議録第四十二号 国民健康保険法の一部を改正する法律案外二案

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事業団は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、雇用促進事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及きはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4

監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十一条 理事長、副理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十三条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十四条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 総合職業訓練所及び中央職業訓練所の設置及び運営並びに事業

3

理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第十七条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(業務方針書)

第十八条 事業団は、前項第一項に規定する業務について、当該業務の開始前に、業務方針書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(業務方針書)

第十九条 事業団は、前項の業務書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(業務方針書)

第二十条 事業団は、前項第一項に規定する業務について、当該業務の開始前に、業務方針書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(業務方針書)

第二十一条 事業団は、労働省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(業務方針書)

第二十二条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(予算等の認可)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(予算等の認可)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(予算等の認可)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(予算等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(予算等の認可)

第二十七条 事業団は、前項の規定による労働大臣の認可を受けたときは、労

業内職業訓練の援助を行なうこと。

第一項の規定による福祉施設として行なうものとする。

第二項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第三項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第四項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第五項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第六項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第七項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第八項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第九項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第十項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第十一項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第十二項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第十三項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第十四項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第十五項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

第十六項の規定による福祉施設として、事業団は、第一項に規定する事務の遂行に支障のない範囲内で、

公共職業訓練を受ける者に対し手当を支給すること。

勧省令で定めるところにより、そ

の旨を事業団に出資した地方公共團体に通知しなければならない。

(決算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する意見書を添附しなければならない。

3 第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときについて準用する。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(監督)

第三十二条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、第十九条第一項に規定する業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

3 第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し業務若しくは資産の状況について報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(解散)

第三十六条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議等)

第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十条第一項、第二十二条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の認可をしようとするとき。

二 第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは第二十九条の認可をしようとするとき。

三 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

四 第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

の基準を定め、又は変更しようとするとときは、労働大臣の承認を受けるべきではない。

2 この法律に規定するものほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(労働省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(第五章 監督)

第三十二条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関する命令を下すことができる。

3 事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便宜を増進するよう努めなければならない。

(譲渡等の禁止)

第三十五条 第十九条第一項第二号の手当又は同項第六号の移転に要する費用の支給を受けることとなるた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は監督上必要な命令をすることができる。

2 国税滞納処分(その例によ差し押さえ)ことができない。ただし、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえ)により差し押さえられる処分を含む。により差し押さえられる場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し業務若しくは資産の状況について報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(解散)

第三十六条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議等)

第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十条第一項若しくは第二十九条の認可をしようとするとき。

二 第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは第二十九条の認可をしようとするとき。

三 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

四 第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2 公共職業安定所及び地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めることにより、求職者その他の利用者の便宜を増進するよう努めなければならない。

3 建設大臣は、事業団の業務円滑な運営に資するため、移転就職者について、産業労働者住宅そのものとする。

3 事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便宜を増進するよう努めなければならない。

(他の法令の準用)

第三十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

(第七章 罰則)

第三十九条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

1 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

3 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

4 第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

5 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

6 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

7 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

8 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

9 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

10 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

11 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

12 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

13 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

14 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

15 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

16 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

17 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

18 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

19 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

20 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

21 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

22 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

2 労働大臣は、第十九条第一項第四号に掲げる業務に關し、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の認可をしようとする場合には、建設大臣と協議しなければならない。

3 建設大臣は、事業団の業務円滑な運営に資するため、移転就職者について、産業労働者住宅そのものとする。

3 事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便宜を増進するよう努めなければならない。

(第八章 罰則)

第三十九条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

1 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

3 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

4 第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

5 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

6 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

7 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

8 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

9 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

10 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

11 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

12 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

13 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

14 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

15 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

16 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

17 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

18 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

19 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

20 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

21 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

22 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

23 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

24 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

25 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

26 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

27 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

28 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

29 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

30 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

31 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

32 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

33 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

34 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

35 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

36 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

37 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

38 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

39 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

40 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

41 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

42 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

43 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

44 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

45 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

46 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

47 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

48 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

49 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

50 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

51 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

52 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

53 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

54 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

55 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

56 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

57 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

58 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

59 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

60 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

61 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

62 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

63 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

64 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

65 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

66 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

67 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

68 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

69 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

70 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

71 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

72 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

73 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

74 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

75 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

76 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

77 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

78 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

79 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

80 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

81 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

82 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

83 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

84 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

85 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

86 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

87 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

88 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

89 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

90 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

91 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

92 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

93 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

94 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

95 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

96 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

97 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

98 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

99 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

100 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

101 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

102 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

103 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

104 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

105 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

106 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

107 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

108 第二十二条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

<p

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第六条 第六条の規定に違反して雇用促進事業団といふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から第三十四条までの規定は、同日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、同

事業団の設立)
第二条 労働大臣は、事業団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれが理

事務を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 事業団の成立の時までに政府の失業保険特別会計及び地方公共団体から労働福祉事業団に対し出資された額は、その成立の時ににおいて、それぞれ政府及び地方政府から事業団に対し出資されたものとする。

第七条 事業団は、事業団の成

立の時において、前項の規定により事業団に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

第八条 事業団からの財産の承継等)
第九条 事業団の成立の際現に労働福祉事業団に属する土地、建物、物

品その他の財産のうち、事業団が前条第一項に規定する業務を行なうのに必要と認められるものは、

その成立の時において事業団が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

2 前項に規定するもののほか、事

業団の成立の際現に労働福祉事業団に属する権利及び義務のうち、

その成立の時までの間において前

条第一項に規定する業務の遂行に伴い、労働福祉事業団に属するに至つたものは、その成立の時において事業団が承継するものとし、

その範囲は、労働大臣が定める。

第十一条 附則第四条から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働福祉事業団からの事務の引継ぎ等)

第十二条 事業団の成立の際現に炭鉱離職者援護会の理事長である者は、その成立の際に、改正前の炭鉱離職者援護会の理

事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十三条 事業団の成立前に規

定する業務に従事する労働福

祉事業団が行なうこととされて

いたものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

第十四条 事業団の成立前に規定する業務に関し、改正前の労働福祉事業団法又は改正前の職業訓練法の規定により労働福祉事業団に對してした処分その他の行為又は労働福祉事業団がした手続その他他の行為は、この法律又は改正後の職業訓練法の相当規定により事業団に對してした処分その他の行為又は事業団がした手続その他の行為又は

又は事業団がした手続その他の行為とみなし。

2 事業団がした手続その他の行為とみなし。

3 事業団がした手續その他の行為とみなし。

4 事業団がした手續その他の行為とみなし。

5 事業団がした手續その他の行為とみなし。

6 事業団がした手續その他の行為とみなし。

7 事業団がした手續その他の行為とみなし。

8 事業団がした手續その他の行為とみなし。

9 事業団がした手續その他の行為とみなし。

10 事業団がした手續その他の行為とみなし。

11 事業団がした手續その他の行為とみなし。

12 事業団がした手續その他の行為とみなし。

13 事業団がした手續その他の行為とみなし。

14 事業団がした手續その他の行為とみなし。

15 事業団がした手續その他の行為とみなし。

16 事業団がした手續その他の行為とみなし。

17 事業団がした手續その他の行為とみなし。

18 事業団がした手續その他の行為とみなし。

19 事業団がした手續その他の行為とみなし。

(炭鉱離職者援護会の解散)
第十五条 事業団の成立の際に現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続いて

20 事業団の役員又は職員として在職する者(労働福祉事業団の成立の際に現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続いて

21 事業団の役員又は職員として在職する者(労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者を含む)が、事業団の成立に際して引き続

22 事業団の役員又は職員としての在職を

23 事業団の役員又は職員としての在職を

24 事業団の役員又は職員としての在職を

25 事業団の役員又は職員としての在職を

26 事業団の役員又は職員としての在職を

27 事業団の役員又は職員としての在職を

28 事業団の役員又は職員としての在職を

29 事業団の役員又は職員としての在職を

30 事業団の役員又は職員としての在職を

31 事業団の役員又は職員としての在職を

32 事業団の役員又は職員としての在職を

33 事業団の役員又は職員としての在職を

34 事業団の役員又は職員としての在職を

35 事業団の役員又は職員としての在職を

36 事業団の役員又は職員としての在職を

37 事業団の役員又は職員としての在職を

38 事業団の役員又は職員としての在職を

39 事業団の役員又は職員としての在職を

に係る不動産の取得については、登録税又は不動産取得税を課する

ことができない。

第十二条 事業団の成立の際に現に各号の一に該当する者は、その成立の日ににおいて、引き続き事業団の職員となるものとする。

第十三条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十四条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十五条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十六条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十七条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十八条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十九条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第二十条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第二十一条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

（炭鉱離職者援護会からの事務の引継ぎ等）

第九条 事業団の成立の際に現に炭鉱離職者援護会の理事長である者は、その成立の際に、改正前の炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の規定により、前条第一項に規定する事務の引継ぎを行なう。

第十二条 事業団の成立の際に現に各号の一に該当する者は、その成立の日ににおいて、引き続き事業団の職員となるものとする。

第十三条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十四条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十五条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十六条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十七条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十八条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十九条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第二十条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第二十一条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

（炭鉱離職者援護会の解散）

第十二条 事業団の成立の際に現に各号の一に該当する者は、その成立の日ににおいて、引き続き事業団の職員となるものとする。

第十三条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十四条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十五条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十六条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十七条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十八条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第十九条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第二十条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第二十一条 事業団の成立前に規定する業務に従事する労働福

祉事業団の役員であるものとする。

第二十二 条 事業団は、政令で定めるところにより、前項の規定の適用を受けた場合において、その者の事業団の役員として在職する者

（非課税）

第十二条 附則第八条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により事業団が財産又は権利を承継したこととされた場合において、当該承継に伴う義務の範囲を公示しなければならない。

第十三条 事業団は、政令で定めるところにより、前項の規定の適用を受けた場合において、その者の事業団の役員として在職する者

（非課税）

八一八

第十二条第一項第二号中「労働福祉事業団」の下に、「雇用促進事業団」を加える。

(土地収用法の改正)

第二十九条 土地収用法(昭和二十年法律第二百十九号)の一部を

次のように改正する。

第三条第二十三号中「職業安定法(昭和二十一年法律第二百四十一号)による公共職業訓練所」を職業訓練法(昭和三十一年法律第二百三十三号)による一般職業訓練所、

総合職業訓練所、中央職業訓練所、

又は身体障害者職業訓練所に改める。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の改正)

第三十条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第六号中「炭鉱離職者援護会(以下「援護会」といふ。)」を「雇用促進事業団」に改め、第二十六条第二項第六号及び

第三十六条の二(見出しを含む。)中「援護会」を「雇用促進事業団」に改め、同条中「その業務」を「炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第二百九十九号)」の規定により行なう業務に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の改正)

第三十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項本文中「労働福祉事業団」の下に、「雇用促進事業団」を加える。

(第三章の章名を次のように改める。

第一条 第二条第一項第二号中「労働

福事業団」を加える。

(労働福祉事業団法の改正)

第三十二条 労働福祉事業団法の一

部を次のように改正する。

第二十九条 第二十三条第一項中「前二号」を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項

第二号とし、同条第二項中「又は第二号」を削り、第二十四条第三項を削り、第二十七条中「及び第二号」を削り、附則第十条第一項

中「当分の間」を「雇用促進事業団二号」を削り、附則第十条第一項

の成立の時までの間」に改める。

(職業訓練法の改正)

第三十三条 職業訓練法の一部を次

本則中「労働福祉事業団」を「雇用促進事業団」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の改正)

第三十四条 炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のように改める。

第二章 炭鉱離職者臨時措置法

第一節 総則(第七条)

第二節 役員及び職

第三節 財務及び会

第四節 監督(第三

第五節 業務(第三

第六節 補則(第三

第七節 護会(第三

第八節 第二十二条)

目次中

第三十二条第一項第二号

第三十三条第一項第二号

第三十四条第一項第二号

第三十五条第一項第二号

第三十六条第一項第二号

第三十七条第一項第二号

第三十八条第一項第二号

第三十九条第一項第二号

第四十条第一項第二号

第四十一条第一項第二号

第四十二条第一項第二号

第四十三条第一項第二号

第四十四条第一項第二号

第四十五条第一項第二号

第四十六条第一項第二号

第四十七条第一項第二号

第四十八条第一項第二号

第四十九条第一項第二号

第五十条第一項第二号

第五十一条第一項第二号

第五十二条第一項第二号

第五十三条第一項第二号

第五十四条第一項第二号

第五十五条第一項第二号

第五十六条第一項第二号

第五十七条第一項第二号

第五十八条第一項第二号

第五十九条第一項第二号

第六十条第一項第二号

第六十一条第一項第二号

第六十二条第一項第二号

第六十三条第一項第二号

第六十四条第一項第二号

第六十五条第一項第二号

第六十六条第一項第二号

第六十七条第一項第二号

第六十八条第一項第二号

第六十九条第一項第二号

第七十条第一項第二号

第七十一条第一項第二号

第七十二条第一項第二号

第七十三条第一項第二号

第七十四条第一項第二号

第七十五条第一項第二号

第七十六条第一項第二号

第七十七条第一項第二号

第七十八条第一項第二号

第七十九条第一項第二号

第八十条第一項第二号

第八十一条第一項第二号

第八十二条第一項第二号

第八十三条第一項第二号

第八十四条第一項第二号

第八十五条第一項第二号

第八十六条第一項第二号

第八十七条第一項第二号

第八十八条第一項第二号

第八十九条第一項第二号

第九十条第一項第二号

第九十一条第一項第二号

第九十二条第一項第二号

第九十三条第一項第二号

第九十四条第一項第二号

第九十五条第一項第二号

第九十六条第一項第二号

第九十七条第一項第二号

第九十八条第一項第二号

第九十九条第一項第二号

第一百条第一項第二号

第一百一条第一項第二号

第一百二十二条第一項第二号

第一百三十三条第一項第二号

第一百四十四条第一項第二号

第一百五十五条第一項第二号

第一百六十六条第一項第二号

第一百七十七条第一項第二号

第一百八十八条第一項第二号

第一百九十九条第一項第二号

第二百一十条第一項第二号

第二百二十二条第一項第二号

第二百三十三条第一項第二号

第二百四十四条第一項第二号

第二百五十五条第一項第二号

第二百六十六条第一項第二号

第二百七十七条第一項第二号

第二百八十八条第一項第二号

第二百九十九条第一項第二号

第三百一十条第一項第二号

第三百二十二条第一項第二号

第三百三十三条第一項第二号

第三百四十四条第一項第二号

第三百五十五条第一項第二号

第三百六十六条第一項第二号

第三百七十七条第一項第二号

第三百八十八条第一項第二号

第三百九十九条第一項第二号

第四百一十条第一項第二号

第四百二十二条第一項第二号

第四百三十三条第一項第二号

第四百四十四条第一項第二号

第四百五十五条第一項第二号

第四百六十六条第一項第二号

第四百七十七条第一項第二号

第四百八十八条第一項第二号

第四百九十九条第一項第二号

第五百一十条第一項第二号

第五百二十二条第一項第二号

第五百三十三条第一項第二号

第五百四十四条第一項第二号

第五百五十五条第一項第二号

第五百六十六条第一項第二号

第五百七十七条第一項第二号

第五百八十八条第一項第二号

第五百九十九条第一項第二号

第六百一十条第一項第二号

第六百二十二条第一項第二号

第六百三十三条第一項第二号

第六百四十四条第一項第二号

第六百五十五条第一項第二号

第六百六十六条第一項第二号

第六百七十七条第一項第二号

第六百八十八条第一項第二号

第六百九十九条第一項第二号

第七百一十条第一項第二号

第七百二十二条第一項第二号

第七百三十三条第一項第二号

第七百四十四条第一項第二号

第七百五十五条第一項第二号

第七百六十六条第一項第二号

第七百七十七条第一項第二号

第七百八十八条第一項第二号

第七百九十九条第一項第二号

第八百一十条第一項第二号

第八百二十二条第一項第二号

第八百三十三条第一項第二号

第八百四十四条第一項第二号

第八百五十五条第一項第二号

第八百六十六条第一項第二号

第八百七十七条第一項第二号

第八百八十八条第一項第二号

第八百九十九条第一項第二号

第九百一十条第一項第二号

第九百二十二条第一項第二号

第九百三十三条第一項第二号

第九百四十四条第一項第二号

第九百五十五条第一項第二号

第九百六十六条第一項第二号

第九百七十七条第一項第二号

第九百八十八条第一項第二号

第九百九十九条第一項第二号

一千零一十条第一項第二号

一千零二十二条第一項第二号

一千零三十三条第一項第二号

一千零四十四条第一項第二号

一千零五十五条第一項第二号

一千零六十六条第一項第二号

一千零七十七条第一項第二号

一千零八十八条第一項第二号

一千零九十九条第一項第二号

一千零一〇〇十条第一項第二号

一千零一〇一十二条第一項第二号

一千零一〇三十三条第一項第二号

一千零一〇四十四条第一項第二号

一千零一〇五十五条第一項第二号

一千零一〇六十六条第一項第二号

一千零一〇七十七条第一項第二号

一千零一〇八十八条第一項第二号

一千零一〇九十九条第一項第二号

一千零一〇一〇〇十条第一項第二号

一千零一〇一〇一十二条第一項第二号

一千零一〇一〇三十三条第一項第二号

一千零一〇一〇四十四条第一項第二号

一千零一〇一〇五十五条第一項第二号

一千零一〇一〇六十六条第一項第二号

一千零一〇一〇七十七条第一項第二号

一千零一〇一〇八十八条第一項第二号

一千零一〇一〇九十九条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇〇十条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一十二条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇三十三条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇四十四条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇五十五条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇六十六条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇七十七条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇八十八条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇九十九条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇〇十条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一十二条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇三十三条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇四十四条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇五十五条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇六十六条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇七十七条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇八十八条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇九十九条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇〇十条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇一十二条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇三十三条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇四十四条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇五十五条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇六十六条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇七十七条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇八十八条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇九十九条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇十条第一項第二号

一千零一〇一〇一〇一〇一〇一〇

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十五日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 二郎殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改定する。

第三条第六号を次のように改め

六 住宅を補修し、改築し、又は増築するのに必要な資金(以下「住宅資金」といふ。)

第四条第五号中「三万円」を「五万円」に改め、同条第六号中「住宅補修資金」を「住宅資金」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第五条第一項中「四年」を「六年」に、「二年」を「三年」に、「住宅補修資金」については据置期間経過後五年を「住宅資金」に、「住宅補修資金」を「住宅資金」に改める。

第八条第一項第一号に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○謹長(清瀬二郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本猛夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○山本猛夫君 ただいま議題となりました、国民健康保険法の一部を改正する法律案、雇用促進事業団法案、及び、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の三法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民健康保険は、皆保険体制の進展とともに、その給付内容も逐次向上して参つたのであります。世帯の生計中心者が長期疾病にかかる場合、現行の一部負担金割合では大きな負担となり、これがために十分な医療を受けることのできない場合があります実情にかんがみまして、今回、世帯主である被保険者が精神障害または結核性疾病にかかり、療養の給付を受ける場合における一部負担金の割合を五割から三割に引き下げて、その医療費負担の軽減をはかるとともに、これによつて保険財政の健全性をそこなうことのないよう、国は、保険者に対し、この引き下げに伴い必要とする療養の給付及び療養費の支給に要する費用を負担

し、または補助することができる」といたそととすることができる」といふ目的であります。

本法案は、二月二十五日当委員会に付託。昨五月十七日の委員会において可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に、雇用促進事業団法案について申し上げます。

まず第一に、その資金は、従来政府の失業保険特別会計等から労働福祉事業団に対しまして出資しております。第一に、その資金といたします。

第二に、業務は、総合職業訓練所等の設置、運営、事業内職業訓練所の援助、申しあげます。

第三に、本事業団は労働大臣が監督

し、予算、事業計画等につき認可または承認を与える。

第四に、従前労働福祉事業団が行なつて参りました総合職業訓練所、中央職業訓練所等の失業保険施設の業務を引き継ぎ、その運営に当たるものであります。ほかに、炭鉱離職者臨時措置法に基づきまして、炭鉱離職者援護会が従来行なつて参りました業務を引き継ぎ、炭鉱離職者援護会は本事業団成立と同時に解散することとなります。

本案は、三月十五日当委員会に付託せられ、昨十七日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものであると議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(清瀬二郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

なお、本案に附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

母子福祉資金制度は、昭和二十八年施行以来、数次の改正を重ね、母子家庭の福祉に多大の寄与をいたして参りましたが、今回のこの改正法案のおもな内容について申し上げますれば、

第一に、従来の住宅補修資金を住宅手当の支給並びに宿泊施設の経営、一般移転就職者のための宿舎の設置、運営、就職資金の貸付、身元保証等を行なうものであります。

第二は、事業継続資金の個人分の貸付限度額を三万円から五万円に引き上げ、償還期限を二年から三年に延長し、事業開始資金の償還期限を四年から六年に延長することです。

本案は、三月十八日の委員会において採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

され、本十八日の委員会において採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

さて、本十八日の委員会において採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託せられ、昨十七日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものであると議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

市町村職員共済組合法の一部を改

正する法律案 (内閣提出、参議院送付)

地方公営企業法の一部を改正する

法律案 (内閣提出、参議院送付)

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)

田邊國男君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案、地方公営企業法の一部を改正する法律案、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案、地方公営企業法の一部を改正する法律案、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

いときを除く。次項において同じ。」に、「分べんの日から引き続き六月間、保育している期間一月につき四百円」を「二千四百円」に改め、同項第三項中「分べんし、且つ、保育した」書及び同条第二項を削り、同

百円」を「二千四百円」に改め、同項第三項中「分べんしたとき」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同

ただし書及び同条第二項を削り、同

条第二項とし、同条第四項を削る。

第六十二条中「休業給付」の下に、「保健給付又は休業給付に係る附加

給付を含む。次条において同じ。」

第六十八条第一項第一号中「休業

給付」の下に「これらに係る附加給付を含む。」を加える。

第七十五条第一項中「り災給付の」

給付を含む。」を加える。

合員であつた者若しくは組合員の被扶養者である配偶者に係る保育手当金の支給については、なお従前の例による。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月三十一日

衆議院議長 清瀬一郎殿

参議院議長 松野鶴平

市町村職員共済組合法の一部を改

正する法律案

（組織に関する特例）

第三十九条の二 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する地

方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合（以下「組合」という。）には、第七条第一項

の規定にかかわらず、管理者を置かないことを常例とするものとす

る。

地方公営企業法の一部を改正す

る法律

ない組合においては、管理者の権限は、当該組合の管理者が行なう。

第一項の規定により管理者を置かない組合においては、当該組合の管理者の任期は、三年を下るものとすることができる。

政令で定める組合においては、組合の管理者の権限に属する事務を処理させるための組織の名称は、政令で定めるところにより、

企業局とすることができる。

組合に監査委員を置く。

第三十九条の二に改める。

第一項中「根本基準」の下に「並びに企業の經營に関する事務を共同処理する地方自治法の規定による一部事務組合に関する特例」を加える。

第五章 一部事務組合に関する特例

第三十九条の二 地方公営企業の経

営に関する事務を共同処理する地

方自治法第二百八十四条第一項の規

定による一部事務組合（以下「組合」という。）には、第七条第一項

の規定にかかわらず、管理者を置かないことを常例とするものとす

る。

第三十九条の二に改める。

第一項の規定により管理者を置かない組合においては、当該組合の管理者の任期は、三年を下るものとすることができる。

政令で定める組合においては、組合の管理者の権限に属する事務を処理させるための組織の名称は、政令で定めるところにより、

企業局とすることができる。

組合に監査委員を置く。

第三十九条の二に改める。

第一項中「根本基準」の下に「並びに企業の經營に関する事務を共同処

理する地方自治法の規定による一部事務組合に関する特例」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

第三項の規定を適用する。

第三項に次のただし書きをする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前に分べん

ないときは、三千円とする。

第三十八条第一項中「第三項」を「次項」に、「分べんし、且つ、保育する場合において」を「分べんしたとき」に、「引継ぎの生れた子を育てな

る配偶者分べん費又は組合員、組合員の被扶養者である配偶者に係る保育手当金の支給については、なお従前の例による。

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月二十一日

衆議院議長 清瀬一郎殿

参議院議長 松野鶴平

市町村職員共済組合法の一部を改

正する法律案

（組織に関する特例）

第三十九条の二 地方公営企業の経

営に関する事務を共同処理する地

方自治法第二百八十四条第一項の規

定による一部事務組合（以下「組合」という。）には、第七条第一項

の規定にかかわらず、管理者を置かないことを常例とするものとす

る。

第三十九条の二に改める。

第一項中「根本基準」の下に「並びに企業の經營に関する事務を共同処

理する地方自治法の規定による一部事務組合に関する特例」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

第三項の規定を適用する。

第三項に次のただし書きをする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

（出資）

2 地方公共団体は、地方公営企業の特別会計に必要な出資を行なうことができる。

3 前二項の規定は、第二条第二項又は第三項の規定により財務規定等が適用される企業の經營に関する事務を共同処理する地方自治法第

二百八十四条第一項の規定による一部事務組合に準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 改正後の地方公営企業法第三十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十七年度の事業年度から適用する。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和三十六年三月二十四日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎殿

新市町村建設促進法の一部を改

正する法律

新市町村建設促進法（昭和三十一

年法律第六十四号）の一部を次の

ようにより改正する。

第一条中「國り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進する」を「國るに改める。

第十二条の見出し中「調整」を「調整そ

整等」に、同条中「調整」を「調整そ

の他その実施を」に、「新市町村及び

関係都道府県」を「都道府県」に改め

る。

第十八条第一項及び第二十条第一

項中「及び未合併町村の町村合併の推進」を削る。

附則第二項本文中「その他の規定

は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の

日から起算して五箇年を経過した時

にその効力を失う」を「第十二条第一項及び第五章の規定（第二十九条第一項及び第五章の規定を除く。以下同じ。）は、

この法律の施行（前項本文の規定による施行をいり。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時に

その他の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時

にその効力を失う」に改め、同項た

だし書を次のように改める。

ただし、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時ま

でに第二十八条第五項の規定（第

二十九条第七項の規定（同条第八

項の規定により適用される同条第

七項の規定を含む。）により準用さ

れ、又は第二十九条の二（第二項の規

定により適用される第二十八条第五項の規定を含む。以下この項

において同じ。）の適用を受けた市

町村については、第二十八条第五

項の規定は、この法律の施行の日

を受けた市町村の区域の変動、町

村合併又は境界の変更について

は、第二十七条第十二項又は第二

十八条第四項（町村合併促進法第

二十条の二の規定に係る部分を除く。）の規定は、その時以後も、な

おその効力を有するものとし、ま

た、第二十八条第四項の規定中町

村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分は、この法律の施行の

日から起算して十箇年間は、なお

その効力を有するものとし、この

法律の施行の日から起算して十箇

年を経過した時までに第二十五条

項の規定により国有林野の売

払を受けた新市町村及び同条第八

項の規定の適用を受けた新市町村

については、同条第三項から第六

項までの規定は、その後以後も、な

おその効力を有するものとし、第二

十二条の二の規定は、新市町村建

設促進法（昭和三十一年法律第

百六十四号）の施行の日から起

算して十箇年間は、なおその効

力を有するものとし、その他の

規定は、本文の規定によりこの

法律が効力を失う時以後も、な

おその効力を有するものとす

る。

附則第三項中「昭和三十一年法

律第一百六十四号」を削る。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を

求めます。地方行政委員長濱田幸雄

君。

〔濱田幸雄君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

ます、市町村職員共済組合法の一部

を改正する法律案について申し上げま

す。

本案は、國家公務員共済組合法及び

健康保険法の短期給付制度との均衡

上、市町村職員共済組合法にも法定の

短期給付のほかに付加給付の制度を設

けるとともに、分べんに関する給付に

ついて最低保障の制度を設けるために

必要な改正を行ない、また、現行の市

町村職員共済組合法における短期給付

に関する市町村の負担金についての特

例措置の期限を一年間延期しようとす

るものでござります。

本案は、参議院の先議で、三月十四

日当委員会に予備付託され、三月十六

日安井自治大臣より提案理由の説明を

聽取し、三月三十一日参議院より送付

され、同日本付託となつたものであります。

まず、市町村職員共済組合法の一部

を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方公営企業法の最近における著しい進展に即応して、その基礎を

強化し、経営の円滑化をはかるため、

第一に、地方公共団体は地方公営企業特別会計に対し必要な出資を行なう

ことができる旨を明らかにすることとし、第二に、公営企業の経営に関する

こととする。

次に、地方公営企業法の一部を改正

する法律案について申し上げます。

本案は、地方公営企業の最近における

著しい進展に即応して、その基礎を

強化し、経営の円滑化をはかるため、

第一に、地方公共団体は地方公営企業特別会計に対し必要な出資を行なう

ことと決定いたしました。

事務を共同して処理する地方公共団体の一
部事務組合の組織及び財務について特例を設け、組合と企業との管理及び財務を一元化し、また、組合に対しても地方公共団体に必要な出資を行なわせることなどを内容とするものでござります。

本案は、参議院の先議で、四月三日委員会に予備付託、四月二十一日参議院より送付され、同日本付託となりました。四月二十五日渡海自治政務次官より提案理由の説明を聴取いたしました後、慎重に審査を行なつたのであります。

八日、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、新市町村建設促進法の有効期間を五ヵ年延長し、引き続き新市町村建設計画の実施の促進をはかることとし、第二に、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併推進に関する規定は本年六月末をもつて失効させることとしておりましたところ、全会一致をもつて三党共同修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

第三は、町村合併の勧告を受けた市町村が、本年六月三十日以降において勧告に基づく町村合併を行なつた場合には、これを新市町村とみなして、太郎委員より、自由民主党、日本社会

この法律の適用を受けることができる

こととしております。第四は、新市町村が、災害等に際して、国の財政上の援助に関して、町村合併が行なわれなかつたものとして措置しなければならないものとする特別措置は、他の特例

措置の取り扱いに準じて、この法律の有効期間中に限ることとしておりま

す。

本案は、参議院の先議で、二月二十日当委員会に予備付託、三月九日渡海自治政務次官より提案理由の説明を開き、三月二十四日参議院より送付され、同日本付託となりましたが、審査の詳細につきましては、会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

五月十八日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党及び民主社会党的三党共同提案にかかる修正案が提出され、自由民主党小澤太郎委員よりその趣旨説明が行なわれたのであります。

その要旨は、町村合併調整委員の調停に付された市町村の境界変更に関する紛争の処理については、関係規定の有効期限を今後もなお継続しようとするものであります。

八日、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもつて三党共同修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

（号外）官報

される規定を含む。」は、その後以後も、なおその効力を有するものとし」を加える。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年三月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

○議長（清瀬一郎君）三案を一括して採決いたします。

附帯決議

市町村の境界変更に関する争論の解決についての規定の適用期限を延長する修正を加えたのであるが、政

府は、その趣旨に沿い、引き続き全

力あげて、その紛争の解決に当

り、可及的短期間に事態の円満な収

拾をはかるべきである。

以上でございます。（拍手）

〔参考〕

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案に対する修正案

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案の一部を次のよう

する。

本則中附則第二項ただし書の改正規定の一部を次のよう

に改める。

「ただし」の下に「この法律の施行

の日から起算して五箇年を経過した

時までに第二十七条又は第二十七条

の二の規定により町村合併調整委員

の調停に付された市町村の境界変更

に関する争論でその時までに解決し

ましたところ、全会一致をもつて三党

共同修正案の通り修正議決すべきもの

と決した次第であります。

（号外）官報

（二）

第十八条第一項第一号中「岐阜県」の下に「静岡県」を加え、同号の次に次のように加える。

ハ 埋立て又は干拓

第十八条第一項第四号中「前二号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第一号ハの事業(以下「埋立干拓事業」という。)の施行によつて造成されるべき埋立地又は干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

第十八条の次に次の二条を加え

(国営土地改良事業等の承継)

第十八条の二 愛知用水公團法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第一号)の施行の際現に国が前条第一項第一号の区域のうち豊川水系に係る区域(以下「豊川事業区域」という。)内において工事を施行している土地改良事業は、当該区域に係る事業実施計画による告示があつた日の翌日に公團の事業となるものとする。

2 愛知用水公團法の一部を改正する法律の施行の際現に県が豊川事業区域内において工事を施行して当該区域に係る第二十条第一項の事業基本計画が定められる前に当該県から農林大臣に当該土地改良事業を公團において実施すべき旨の中申し出があり、かつ、農林大臣が当該事業を公團において実施することが適当であると認めたものは、当該区域に係る事業実施計画につ

き第二十一条第一項の規定による告示のあつた日の翌日に公團の事業となるものとする。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「手続に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

第十八条の次に次の二条を加え

一 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手続に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

二 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手続に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

三 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手續に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

四 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手續に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

五 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手續に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

六 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手續に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

七 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手續に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

八 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手續に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

九 号を「第十八条第一項第一号」に改め、「手續に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という。)及び豊川事業区域」として干拓地(以下「埋立予定地」という。)の処分を行なうこと。

(埋立予定地の処分)

第二十三条の二 公團は、埋立予定地の処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、その

事業の完了前、農林大臣の認可を受けて土地配分計画を定め、これに基づき埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公

告しなければならない。

第二十四条第一項中「第三号まで」と規定期による公告に係る埋立干拓地について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条

の規定による。前項の完了の期日は、同項前段

に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条

の規定による。前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定によ

り所有権を取得しようとする者

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定によ

り所有権を取得しようとする者

3 公團は、政令で定めるところにより、前項の規定により配分申込

により、前項の規定により配分申込

書の提出をした者で農業に精進す

る見込みのあるものうちから適

当と認められる者を選定し、その

者に次の事項を記載した配分通知

書を交付する。

4 前項の規定による配分通知書の

称及び住所

一 配分を受ける者の氏名又は名

二 配分する埋立予定地の所在の

場所及び面積

三 配分の条件

四 その他農林省令で定める事項

5 公團は、次条第一項に規定する

事業区域の事業に係る經理及び豊川

事業区域の事業に係る經理を区分

して整理しなければならない。

6 債券の債権者及び公團に対しても

第三十三条の二 公團は、木曾川事

業区域の事業に係る經理及び豊川

事業区域の事業に係る經理を区分

ときは、当該完了の期日において、その公團の所有権は、消滅す

て、その公團の所有権は、消滅す

る。

第二十六条中「第二十四条第二

項」を「第二十四条第三項」に改め

る。

第二十八条中「同条第二項」を

「同条第三項」に改める。

第二十九条中「同条第三項」を

「同条第三項」に改める。

第三十三条の二 公團は、木曾川事

業区域の事業に係る經理及び豊川

事業区域の事業に係る經理を区分

して整理しなければならない。

第三十四条の見出しを「借入金及

び愛知用水公團債券」に改め、同条

に次の六項を加える。

5 公團は、次条第一項に規定する

事業区域の事業に係る經理及び豊川

事業区域の事業に係る經理を区分

して整理しなければならない。

第三十四条の見出しを「借入金及

び愛知用水公團債券」に改め、同条

に次の六項を加える。

6 債券の債権者及び公團に対しても

第三十五条の見出しを「借入金及

び愛知用水公團債券」に改め、同条

に次の六項を加える。

7 前項の先取特權の順位は、民法

開発銀行は、公團の財産について

他の債権者に先づつて自己の債権

の弁済を受ける権利を有する。

8 公團は、農林大臣の認可を受け

項まで」に改め、同条第三項中「前

条第一項」の下に「又は第二項」を

加え、同条第五項中「前条第二項」

を「前条第三項」に改める。

第二十六条中「第二十四条第二

項」を「第二十四条第三項」に改め

る。

第二十八条中「同条第二項」を

「同条第三項」に改める。

第二十九条中「同条第三項」を

「同条第三項」に改める。

第三十三条の二 公團は、木曾川事

業区域の事業に係る經理及び豊川

事業区域の事業に係る經理を区分

して整理しなければならない。

第三十四条の見出しを「借入金及

び愛知用水公團債券」に改め、同条

に次の六項を加える。

5 公團は、次条第一項に規定する

事業区域の事業に係る經理及び豊川

事業区域の事業に係る經理を区分

して整理しなければならない。

第三十四条の見出しを「借入金及

び愛知用水公團債券」に改め、同条

に次の六項を加える。

6 債券の債権者及び公團に対しても

第三十五条の見出しを「借入金及

び愛知用水公團債券」に改め、同条

に次の六項を加える。

7 前項の先取特權の順位は、民法

開發銀行は、公團の財産について

他の債権者に先づつて自己の債権

の弁済を受ける権利を有する。

昭和三十六年五月十八日 衆議院会

条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について適用する。

第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

第三十五条の見出しを削る。

第三十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付をすることができる。」を「貸付けができる。又は債券の引受けをすることができる。」に改める。

第三十七条に次の二項を加える。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四条第五項の認可を受けて公团の発行する債券に係る債務について保証契約をすることができる。

第三十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。

第四十三条第一号中「若しくは第三項ただし書」を「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改めること。

第五十条の次に次の二条を加えること。

第五十条の二 第十八条の二第一項の規定により国営土地改良事業が公团の事業となる場合においては、当該事業に関する特定期地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含み、農地法

（権利及び義務の承継）

第六十一条各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等に係る権利を除く。)は、その時において公団が承継する。

2 第十八条の二第二項の規定により県営土地改良事業が公団の事業となる場合においては、当該事業に関し、公団の事業となる時において当該県が有する権利及び義務の公団への承継については、当該県と公団とが協議して定めるものとする。

(国庫納付金)

第五十条の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第二項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日までに当該事業につき国が必要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章に係る改正規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(役員の任期の特例)

2 前項ただし書の政令で定める日の前日において現に在任する愛知用水公団の役員の任期は、その日満了したものとみなす。

豊川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図るため、同水系に係る区域内における大規模なかがい排水施設の新設及び管理、開田、開畠等の事業を愛知用水公團に行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事丹羽兵助君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○丹羽兵助君登壇】

した、内閣提出、愛知用水公團法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

愛知用水公團が法律に基づき昭和三十一年から五ヵ年計画で着手いたしました愛知用水事業は、予定通り、牧尾ダム、兼山取水口、幹線水路等を初め、その大部分の建設工事がおおむね三十五年度に完成いたし、公團は三十一年度からその建設にかかる施設の管理に移行することになつてゐるのであります。しかして、これに伴い、公團の人員及び機械等に余裕を生ずることになりますので、この際、愛知用水事業の建設工事に多大の成果を上げましたこれら職員の貴重な経験と、大型、高性能の機械を豊川農業水利事業等に

一括活用することが国家的見地から得策であるとして、本案の提出を見たものであります。

十七日午前には、公團總裁、愛知県當局及び土地改良区理事長の出頭を求めて参考意見を聞き、同日午後には商工会員会と連合審査を行ない、本日質疑を終了しました。

次いで、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は多數をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

商工会の組織等に関する法律の一 部を改正する法律案

右

昭和三十六年四月十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

国会に提出する。

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のよう改訂する。

目次中「第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成(第五十六条)」を

第二章の二 商工会連合会

第一節 通則(第五十五条の二・第五十五条の七)

第二節 事業(第五十五条の八・第五十五条の九)

第三節 設立(第五十五条の十・第五十五条の十一)

第四節 管理等(第五十五条の十四・第五十五条の十五)

第五節 第五十五条の十六・第五十五条の十八)

第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成(第五十六条)

に改める。

第一条中「商工会を設け」を「商工会及び商工会連合会を設け」に、「商工会

議所」を「商工会連合会並びに商工会議所」に改める。

第二章の二 商工会連合会

第一節 通則(目的)(人格)(名称)

第五十五条の二 商工会連合会(以下「連合会」といふ)は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。

(種類)

第五十五条の三 連合会は、都道府県の地区の都道府県の名称を冠する商工会連合会

第五十五条の四 連合会は、法人とする。

(名称)

第五十五条の五 連合会は、次の名称を用いなければならない。

一 都道府県連合会にあつては、その地区的都道府県の名称を冠する商工会連合会

二 全国連合会にあつては、全国連合会といふ。

三 連合会でない者は、商工会連合会といふ。

四 行政庁等の諸間に応じて、答申すること。

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県連合会の目的を達成する

六 関係経済団体との提携又は連絡を行なうこと。

七 商工会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

八 行政庁等の諸間に応じて、答申すること。

九 前各号に掲げるもののほか、都道府県連合会の目的を達成する

ために必要な事業を行なうこと。

(数)

第五十五条の六 都道府県連合会

は、都道府県ごとに一個とし、その地区は都道府県の区域による。

個とする。

第五十五条の七 第六条、第九条及び第十条の規定は、連合会について準用する。

第二節 事業

(事業の範囲)

第五十五条の八 都道府県連合会

は、第五十五条の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

一 商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと。

二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 商工業に関する調査研究を行なうこと。

四 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと。

六 地区内に主たる事務所を有する商会員たる資格を有する者は、その地区内に主たる事務所を有する商会とする。

七 全国連合会の会員たる資格を有する者は、都道府県連合会とする。

(資格)

第五十五条の十 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区内に主たる事務所を有する商会とする。

八 全国連合会の会員たる資格を有する者は、都道府県連合会とする。

(加入)

第五十五条の十一 都道府県連合会

は、会員たる資格を有する者が都道府県連合会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不當な条件を附してはならない。

二号中「第十三条本文に規定する者」の二分の一以上」とあるのは「都道府県連合会にあつては第五十五条の十第一項に規定する者の二分の一以上、全国連合会にあつては第五十五条の二以上」と、同項第三号中「その地区

2 全国連合会は、第五十五条の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

一 都道府県連合会の組織又は事業

は、建設すること。

二 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号に掲げる事業

は、前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

三 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号に掲げる事業

は、前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

四 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

六 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

七 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

八 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

九 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十一 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十二 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十三 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十四 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十五 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十六 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十七 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

十八 前各号に掲げるもののほか、

全国連合会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

員となる。全国連合会が成立した後において成立した都道府県連合会についても、同様とする。

第五十五条の十二 都道府県連合会の会員は、解散によつて脱退する。

第五十五条の十三 第十五条から第十八条までの規定は、連合会の会員について準用する。

第五十五条の十四 都道府県連合会の会員について準用するには、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の十五 第二十二条から第二十七条までの規定は、連合会において、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の十六 第二十九条第二項及び第三十条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の十七 第三十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の十八 第三十二条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の十九 第三十三条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十 第三十四条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十一 第三十五条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十二 第三十六条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十三 第三十七条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十四 第三十八条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十五 第三十九条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十六 第四十条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十七 第四十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十八 第四十二条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の二十九 第四十三条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十 第四十四条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十一 第四十五条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十二 第四十六条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十三 第四十七条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十四 第四十八条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十五 第四十九条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十六 第五十条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十七 第五十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十八 第五十二条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の三十九 第五十三条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十 第五十四条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十一 第五十五条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十二 第五十六条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十三 第五十七条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十四 第五十八条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十五 第五十九条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十六 第六十条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十七 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十八 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の四十九 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十一 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十二 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十三 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十四 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十五 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十六 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十七 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十八 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の五十九 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十一 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十二 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十三 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十四 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十五 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十六 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十七 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十八 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の六十九 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十一 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十二 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十三 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十四 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十五 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十六 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十七 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十八 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の七十九 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十一 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十二 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十三 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十四 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十五 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十六 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十七 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十八 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の八十九 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十一 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十二 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十三 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十四 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十五 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十六 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十七 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十八 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の九十九 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零一 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零二 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零三 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零四 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零五 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零六 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零七 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零八 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百零九 第六十一条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第五十五条の一百一〇 第六十一条の規定は、都道府県連合会の

内の商工業の総合的な改善発達」とあるのは「商工会の健全な発達」と読み替えるものとする。

第五節 管理等

第五十五条の十六 連合会の定款に

ては、第五号の事項を除く。)を記載しなければならない。

第一目的

卷之三

五
会員の加入及び脱退に關する

事項

六 会員の権利及び義務に関する

事項

金匱要略 卷第

九
類學之醫學

十 経理に関する事項

十二 事業年度

卷之三

第五十五条の十七　連合会に、役員

として、会長一人、副会長五人以

內政事二十條以內(全國運動會

三人以內安置人。

都道府県連合会の役員は、その

会員たる種工会の会員（法人に該

第三回

府県連合会の運営上特に必要があ

る場合には、その定数の五分の一

此印本為新編重刊

職員)であることを要しない。」

5 都道府県連合会の設立当時の役員は、その会員になろうとする商工会の会員（法人にあつては、その役員）でなければならぬ。ただし、理事は、都道府県連合会の運営上特に必要がある場合にあつては、その定数の五分の一以内に限り、その会員になろうとする商工会の会員（法人にあつては、その役員）であることを要しない。

4 前二項の規定は、全国連合会の役員について準用する。この場合において、これらの項中「商工会」とあるのは、「都道府県連合会の会員たる商工会」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十五条の十八 第二十九条の規定は、連合会の規約について準用する。

2 第三十一条から第三十六条まで及び第四十条第一項の規定は、連合会の役員について準用する。

3 第三十七条から第三十九条まで及び第四十条第二項の規定は、連合会の会長について準用する。

4 第四十一条から第四十五条まで、第四十六条（全国連合会についての規定は、第二号を除く。）及び第十七条の規定は、連合会の總会について準用する。この場合においては、第四十四条第四項中「第二十一条第二項」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項」と読み替えるものとする。

5 第四十九条、第五十条並びに第五十一条第一項、第二項及び第五条の規定は、連合会の監督について

津の一端を改正する法律案
て準用する。この場合において、
同条第一項中「第二十三条第一項
第一号」とあるのは「第五十五条
十五において準用する第二十三条
第二項第二号」と、同条第五項中
「第一項又は第二項に規定する部
分をする場合には関係都道府県知
事、第三項の勧告又は前項に規定
する処分をする場合には関係都道
府県知事及び関係市町村長」とき
るものは都道府県連合会に対し第
十五条の十八第五項において準用
する第五十一条第一項又は第二項
に規定する処分をする場合には關
係都道府県知事及び全国連合会
と読み替えるものとする。
6 前章第七節の規定は、連合会の
解散及び清算について準用する。
第五十六条中「又は商工会議所」と
「若しくは商工会議所」に、「又は技
術の改善発達のための事業の実施に
要する経費」を「若しくは技術の改善
発達のための事業」以下「経営改善普
及事業」といふ。の実施に要する經
費又は「経営改善普及事業に關し都道
府県連合会が商工会を指導するのに
要する経費」に改め、同条に次の
項を加える。
2 国は、政令で定めるところによ
り、全国連合会に対し、予算の範
囲内において、経営改善普及事業
に關し全国連合会が商工会及び
道府県連合会を指導するのに要す
る経費の一部を補助することがで
きる。
第六十二条中「第二十三条第一項
の下に「(第五十五条の十五において
準用する場合を含む。)を加える。

第六十五条中「商工会」の下に「又は連合会」を加え、同条第一号中「第九条第一項」の下に「(第五十五条の十八において準用する場合を含む。)」を、「商工会」の下に「又は連合会」を加える。

第六十五条中「商工会」の下に「又は連合会」を加え、同条第一号中「第九条第一項」の下に「(第五十五条の十八において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「第三十七条」及び「第三十八条」の下に「(第五十五条の十八第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第三十九条後段」を「第三十九条後段(第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。)」又は第五十五条の十

一第一項」に改め、同条第三号中「第二十二条第六項」及び「第二十七条」の下に「(第五十五条の十五において準用する場合を含む。)」を、「第四十一条」の下に「(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)」を、「第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第四十九条第一項」の下に「(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)」を、「第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。」を加え、同条第七号中「第五十五条」の下に「(第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同

五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。)を加える。
第六十六条中「第五条第二項」の下に「又は第五十五条の五第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に商工会連合会という名称を用いてい る者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならない。

第三条 改正後の商工会の組織等に関する法律(以下「新法」という。)第五十五条の五第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(社団法人の都道府県商工会連合会への転移)

第三条 この法律の施行の際現に存する民法(明治二十九年法律第十八号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、新法第五十五条の二に規定する目的を有し、新法第五十五条の八第一項各号に掲げる事業を主たる事業として行なつており、かつ、新法第五十五条の十第一項に規定する者を主たる構成員としているもの(以下「社団法人」という。)は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、総会の決議により、その総資産をもつて、新法の規定に

従い、都道府県商工会連合会を設立することができる。

民法第六十九条本文の規定は、前項の決議について準用する。

第一項の規定により設立された都道府県商工会連合会は、当該社団法人の権利義務（当該社団法人がその行なう事業に関する行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第一項の規定により都道府県商工会連合会を設立する場合には、当該社団法人は、当該都道府県商工会連合会の成立の時に解散する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

（登録税法の一部改正）
第十九条第七号中「商工会」の下に「商工会連合会」を加える。
（所得税法の一部改正）
第五条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよう改訂する。
第三条第一項第八号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

（法人税法の一部改正）
第六条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

第五条第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

（商工会議所法の一部改正）

第八条 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百四十三号）の一部を次のように改訂する。

第六十六条第一項を削り、第三項を第二項とする。

（商工会議所法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条第一項を削り、第三項を第二項とする。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を始めます。商工委員会理事小川平二君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君 ただいま議題となりました商工会の組織等に関する法律の一

部を改訂する法律案につきまして、商

業大臣の認可を受けて設立すること

ができる。第五に、連合会に対し、経

営改善普及事業の指導費について国が

助成することができる。以上でござい

ます。

本案は、四月十三日当委員会に付託

され、数回の審査の後、本日に至り、

各党共同提案により、都道府県商工会

連合会において理事定数の五分の一以

て、これを十分の一以内に改める趣旨

の修正案が提出されましたので、引き

続き採決を行ないましたところ、全会

一致をもって本案を修正案の通り修正

す。以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参考〕

商工会の組織等に関する法律の一部を改訂する法律案に対する修正案

るが、全国連合会の場合は当然加入とされる。第四に、都道府県連合会は地区内の商工会の二分の一以上が加入し、連合会が加入するものであれば、通商大臣の認可を受けて設立することができる。第五に、連合会に対し、経営改善普及事業の指導費について国が助成することができる。以上でござい

ます。

○議長（清瀬一郎君） 採決いたしました。

○議長（清瀬一郎君） 委員長報告は修正あります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長（清瀬一郎君） 原子力損害賠償補償契約に関する法律案（内閣提出）

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○議長（清瀬一郎君） 採決いたしました。

○議長（清瀬一郎君） 委員長報告は修正あります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長（清瀬一郎君） 原子力損害賠償補償契約に関する法律案（内閣提出）

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原子力損害賠償責任(第三条・第五条)

第三章 損害賠償措置(第六条)

第一節 損害賠償措置(第六条)

第二節 原子力損害賠償責任保険契約(第八条・第九条)

第三節 原子力損害賠償補償契約(第十条・第十一条)

第四節 供託(第十二条・第十三条)

第五章 国の措置(第十六条・第十七条)

第六章 雜則(第十九条・第二十一条)

第七章 判則(第二十四条・第二十五条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるるもの及びこれらに附隨してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう。
二 加工であつて政令で定めるもの

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定

する核燃料物質(規制法第一条第七項に規定する使用済燃料を含む)をいい、「加工」とは、規制法第一条第六項に規定する加工をい、「再処理」とは、規制法第二条第七項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 第二章 原子力損害賠償責任(無過失責任及び責任の集中)

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害の規定により損害を賠償する責に任すべき原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者(これらの者であつた者を含む)をいう。

4 一 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)以下「規制法」という。第二十三条第一項の許可(承認を含む)。次号及び第三号において同じ。)を受けた者(同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む)。

2 第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責に任すべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない。

3 第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失によるもの及びこれらに附隨してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定

三 再処理であつて政令で定めるもの
四 核燃料物質の使用であつて政令で定めるもの

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを採取し、又は吸人することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう)により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責に任すべき原子力事業者(従業員)は、当該原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。

3 第二章 原子力損害賠償責任(無過失責任及び責任の集中)

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害の規定により損害を賠償する責に任すべき原子力事業者(従業員)は、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任する。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 第四条 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質の運搬により生じたものであるときは、当該核燃料物質の受取人である原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。

3 第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失によるもの及びこれらに附隨してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定

する。ときは、当該資材の供給等をした者又はその者の従業員に故意があるときに限り、これらの者に対する請求権を有する。

3 第二節 原子力損害賠償責任(任保險契約)

第五条 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」といふ)を締結していなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

3 第三節 損害賠償措置(損害賠償措置を講ずべき義務)

2 第二節 原子力損害賠償責任(無過失責任及び責任の集中)

3 第四節 供託(第十二条・第十三条)

2 第五節 損害賠償措置(損害賠償措置の内容)

3 第六節 原子力損害賠償責任(損害賠償措置を講ずべき義務)

2 第七節 原子力損害賠償責任(損害賠償措置を講ずべき義務)

3 第八節 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」といふ)を締結していなければ、原子炉の運転等をしては、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生しない。

2 第九節 被害者は、損害賠償請求権に因り、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

3 第十条 被保険者は、被保険者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対し保険金の支払を請求することができる。

2 第十一条 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供されることは、差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求

求権に差し押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

(原子力損害賠償補償契約)
(以下「補償契約」という。)は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつては、あることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十二条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準ずる。

第四節 供託

(供託) 第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のものよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。(供託物の選択)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十一条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

(原子力損害賠償紛争審査会)
第十九条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害の賠償に関する法律案外一案

二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。
三 原子炉の運転等をやめたとき。

又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる。

2 科学技術庁長官は、前項第二号

又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる。

2 補償契約に関する事項は、別に

第十二条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準ずる。

て紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の定めところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

2 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。

2 前号に掲げる事務を行なうた

(報告収集及び立入検査)
第二十一条 科学技術庁長官は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者その他必要な機具、書類その他必要な機具、書類その他必要な機具を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な機具を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入り、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 第二十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 第二十二条第一項の規定による立入り若しくは忌避し、又は質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(時効)
第十二条 政府は、補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
(代位等)
第十三条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。
(補償金の返還)
第十四条 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払つたときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。
一 第三条第四号に掲げる原子力損害のうち政令で定めるもの
二 補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づく原子力損害
三 政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を受けた日から解除の効力が生ずる日の前日までの間ににおける原子炉の運転等により与えた原子力損害
(補償契約の解除)
第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合に

2 前項の規定による補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は申込によりて、当該補償契約の解除の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠つたとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）第三十五条又は第四十八条（同法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定により講ずべき保安のために必要な措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後、将来に向つてその効力を生ずる。（過怠金）

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

（業務の管掌）

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が管掌する。

2 科学技術庁長官は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉(原子力基本法(昭和三十年法律第二百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいふ。以下同じ。)に係るものにあつては通常産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものにあつては運輸大臣の意見をきかなければならぬ。

附 則

この法律は、原子力損害の賠償に関する法律の施行の日から施行する。

理由

原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、原子力損害賠償補償契約に関する必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を承ります。科学技術振興対策特別委員長山口好一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山口好一君登壇〕

○山口好一君 太だいま議題となりました両案につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子力損害の賠償に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、原子力損害賠償に関する基本制度を定め、もつて被害者の保護をはかるとともに、原子力事業の健全な発達に寄与せんとするものであります。

その要旨は、まず、原子力事業者の賠償責任を無過失責任とし、原子力事務に責任を集中することとして、こ

者に強制することとしたとしております。
なお、五十億円をこえる損害が生じた場合は、政府は、必要に応し、国会に損害賠償契約の締結等の損害賠償措置を原子力事業者に対するものといたしておられます。
このほか、損害状況等の国会への報告、損害の処理、防止等についての原子力委員会の意見書の国会提出、原子力損害紛争審査会の設置等につき規定いたしております。
以上が本法律案の概要であります。
次に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について申し上げます。
本案は、政府と原子力事業者との間に補償契約を締結して、民間の責任保険によっては埋められない原子力損害についてこれを補償する制度を定めるもので、その損害の範囲及び原子力事業者が納付すべき補償料、補償契約の限度について、会計年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内といたしております。
以上が本案の概要であります。
両案は、去る三月十六日政府より提案理由の説明を聽取した後、参考人より意見を聽取し、約二ヶ月にわたり、さわめて熱心なる審議が行なわれました。
かくて、今十八日質疑を終了し、採決の結果、両案とも全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第でありま

なお、原子力損害の賠償に関する法律案につきまして、被害者の保護に遺憾なきを期するため、政府は本法実施に必要な具体的諸措置をすみやかに講ずべきである旨、岡良一君の動議により、三派共同提案の附帯決議を行ない、また、石川次夫君の動議により戸対地射撃場の返還に関して決議を行ないましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後三時九分散会

出席国務大臣

厚生大臣	古井 喜實君
農林大臣	周東 英雄君
通商産業大臣	椎名悦三郎君
労働大臣	石田 博英君
自治大臣	安井 謙君
国務大臣	池田正之輔君

出席政府委員

外務政務次官	津島 文治君
文部政務次官	綱緑 鶴三君
自治政務次官	渡海元三郎君

○朗読を省略した議長の報告
(法律公布要上及び通知)

一、昨十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

労働省設置法の一部を改正する法

